

ひと休みベンチ寄附制度を ご存じですか？

岡道路公園課（内線412）



令和4年4月1日より、市が指定するバス停留所や公園などにベンチを寄附できる、「ひと休みベンチ寄附制度」を導入しています。

この制度は、市民の皆さんが外出時に安心して休憩できる空間を確保するために、個人、企業および団体などからベンチを寄附していただき、バス停留所や公園などにベンチを設置する制度です。

ベンチの設置および維持管理は市が行い、寄附していただいたベンチには個人名または団体名・企業名をプレートに刻み、設置します。この事業に賛同していただける多くの皆さんからの寄附をお待ちしております。

設置場所 市内のバス停留所や公園などの公共用地やその他これに類する場所のうち、管理上支障のない場所

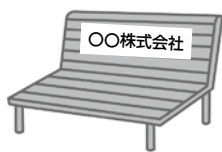
ベンチ1台あたりの金額 14万3000円

※工事は市が負担します。

※税金の寄附控除が受けられる場合がありますので、詳しくは税務署にご相談ください。

寄附の申出方法 申請書に必要事項を記入し、すばるホール4階道路公園課へ

※申請用紙は、同課で配布（市ウェブサイトで（同課のページ）からダウンロードもできます）。



現在設置中のひと休みベンチ



寺池台二丁目富田林病院バス停留所
寄贈：寺池台二丁目自治会様



寺池台四丁目バス停留所



寺池台三丁目バス停留所
寄贈：おおたクリニック様



寺池台一丁目バス停留所



昭和町歩道橋下
寄贈：昭和町二丁目地域見守り隊様



藤沢台六丁目バス停留所



藤沢台五丁目バス停留所
寄贈：南海バス株式会社様



津々山台二丁目東バス停留所

令和6年能登半島地震に係る個人住民税における雑損控除額などの特例措置について

令和6年の税法改正により、令和6年能登半島地震による住宅や家財などの損害について、令和6年度分の個人住民税で雑損控除の適用が可能となりました。

災害などにより住宅や家財などに損害を受けたとき、および災害などに関連してやむを得ない支出をした場合には、雑損控除として申告をすることにより、一定の所得控除を受けられることができます。

詳しくは、市ウェブサイトで（課税課のページ）をご覧ください。



4月1日(月)～

市の組織や配置を一部変更します

固政策推進課（内線 521）

本市では、すべてのこどもを
みんなで応援するまちづくり
の実現や新たな施策への対応

	旧組織	新組織
部	子育て福祉部	福祉部
		こども未来部
課・室	こども未来室	こども育成課
		こども政策課
		子育て応援課
	総務課	総務課
		新庁舎整備推進室
	保険年金課	保険年金課
	福祉医療課	高齢介護課
	高齢介護課	
	道路交通課	交通政策室
	農とみどり推進課	道路公園課
		農業創造課

をめざして、4月1日(月)より、
市の組織を一部変更します。

これに伴い、窓口の名称や
配置が変わる部署があります
ので、ご注意ください。

主な変更箇所は、左表のと
おりです。

市役所2階

●保険年金課

国民健康保険や国民年金に
加え、後期高齢者医療保険や
医療費助成などの業務を行
います。

●高齢介護課

介護保険や高齢者福祉に加
え、高齢者の保健事業などの

業務を行います。

市役所3階

●新庁舎整備推進室

新庁舎建設などの業務を行
います。

市役所4階

●こども育成課

保育園や学童クラブなどの
業務を行います。

●こども政策課

こども施策の企画立案や児
童手当などの業務を行います。

●子育て応援課

児童家庭相談や発達相談な
どの業務を行います。

富田林消防署3・5階

●危機管理室

防災や防犯に関すること
(5階)に加え、消防団などの
業務(3階)を行います。

すばるホール4階

●道路公園課

道路や公園の管理などの業
務を行います。

●交通政策室

公共交通や交通安全啓発な
どの業務を行います。

●農業創造課

農業の振興や水路に関する
業務を行います。

新庁舎建設の工事説明会を開催

市では現在、耐震性能の不
足から、庁舎の建て替えを進
めています。今年2月に、最
も耐震性能の低い、庁舎北館
部分からの各部署の移転作業
が完了し、いよいよ本格的な
工事がスタートします。
そこで、今後予定している
新庁舎建設工事について、ス
ケジュールや安全対策、また
完成後のイメージなど、工事
の概要を皆さんにお伝える
工事説明会を開催します。
工事期間中、来庁者や近隣
住民の皆さんにはご不便とご迷
惑をお掛けしますが、ご理解と
ご協力をお願いします。
※内容はいずれも同じです。
※当日直接会場へお越しくだ
さい(先着順)。

	日時	場所	定員
説明会①	4月19日(金)、 午後7時～8時	市役所4階 401会議室	各50人
説明会②	4月20日(土)、 午後1時～2時		

341 固新庁舎整備推進室（内線

所得税定額減税説明会を開催

6月から所得税の定額減税が実施
されることから、富田林税
務署では源泉徴収義務者向
けの説明会を下記のとおり
開催します。



参加を希望する人は、国税局ホ
ムページ (<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzai/index.htm>) をご覧いただき、事前
予約をお願いします。

とき 4月11日(木)、26日(金)、5月
8日(水)、17日(金)、いずれも午後1
時30分～2時30分

ところ 富田林納税協会（若松町西
二丁目1702の1）

固富田林税務署 ☎ (24) 3281

富田林市文化財保存活用地域計画（素案）

本市では、令和6年12月の文化庁長官の認定をめざして、文化財保存活用地域計画の策定をすすめています。

文化財保存活用地域計画とは、本市がめざす目標や中長期的に取り組む具体的な内容を示した、文化財の保存・活

用に関する基本的なアクションプランです。

このたび、文化庁に提出する「富田林市文化財保存活用地域計画」の素案をまとめたので、皆さんの意見を募集します。

◇意見などの募集期間 4月5日(金)～5月7日(火)

◇閲覧方法 4月5日(金)～、市役所2階都市魅力課およびすばるホール4階文化財課、金剛連絡所、中央・金剛図書館、中央・金剛・東公民館、TONPAL（多文化共生・人権プラザ）、トピック、すばるホール、レインボーホール（市民会館）、総合福祉会館、けあぱる、かがりの郷、保健センター、市民総合体育館、総合スポーツ公園、きらめきファクトリーまたは市ウェブサイトでご覧いただけます。



◇意見などの提出方法 5月7日(火)（消印有効）までに住所、氏名、電話番号、ご意見を記入し、はがき、封書、ファクス、メールで〒584-8511常盤町1の1 文化財課 [FAX (20)2072・✉ bunkazai@city.tondabayashi.lg.jp] へ
※直接持参可（すばるホール4階）。電話での受け付けはできません。
※提出されたご意見は、反映できるように検討させていただきますが、個別に回答できませんのでご了承ください。
岡文化財課（内線432）

防災アプリ「HAZARDON」のご利用を



防災アプリ「HAZARDON」は、富田林市や気象台が発信する気象情報や、避難情報

報をスマートフォンで入手したり、地図で浸水想定区域や土砂災害警戒区域を確認したりできるスマートフォン用防災アプリです。自然災害に対する備えの一つとして同アプリをご活用ください。

主な機能

●気象情報のお知らせ

気象警報や地震に関する情報、土砂災害・河川氾濫などの危険度分布に関する情報をプッシュ通知でお知らせします。

●避難情報

避難指示などの避難に関する情報をプッシュ通知でお知らせします。

●その他の情報

防災無線を活用して周知を行う情報（熱中症予防情報・防災訓練情報）をプッシュ通知でお知らせします。

●避難所情報

避難所に関する情報を掲載しています。

●各種ハザード情報

土砂災害警戒区域や浸水想定区域などのハザード情報を確認することができます。

●見守り機能としての活用

全国どこからでも本市の防災に関する情報を入手することができ、遠隔地に住む親族がアプリから情報を入力し、本市に住む高齢の親族に直接連絡をして早めの避難を促すなど、見守りツールとしても活用できます。

※詳しくは、市ウェブサイト（危機管理室のページ）をご覧ください。

※アプリは左図からアクセスし、入手できます。



岡危機管理室（内線9503）

廃食油のリサイクルにご協力を

本市は、令和6年1月に植田油脂株式会社、住友生命保険相互会社と廃食油リサイクルに関する連携協定・覚書を締結し、家庭用の廃食油の回収を始めました。なお、回収された廃食油は、バイオ燃料や手洗い石鹸に再生利用されます。

ご家庭で不要になった廃食油（てんぷら油）をペットボトルに入れ、左記の回収場所までお持ちください。

回収場所

- 市役所4階環境衛生課
- 住友生命保険富田林市ビル支部（若松町西二丁目1839の14階）
- 住友生命保険（大阪狭山市半田一丁目8の3 1階）
- 環境衛生課（内線144、146）



5月15日(水)まで

給付金の申請期限を延長します

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき実施する令和5年度富田林市非課税世帯緊急支援給付金(追加分)(1世帯あたり7万円)、および令和5年度個人住民税均等割のみ課税がなされる世帯への給付金(1世帯あたり10万円)について、対象となる可能性がある人には、すでに案内を送付していますが、その申請期日を5月15日(水)まで延長します。要件に該当する人で、まだ申請がお済みでない場合には、早めにお手続きください。

■対象施設

	富田林市民プール (桜ヶ丘町四丁目4の7)	市民総合体育館 (美山台4の1)
募集期間	4月8日(月)～5月8日(水)	
愛称使用期間	令和6年7月1日(月)～ 令和10年3月31日(金)	令和6年10月1日(火)～ 令和11年3月31日(土)
金額	年額20万円以上	年額100万円以上

※金額は消費税および地方消費税を含みます。

事業者の皆さんへ

公共施設に愛称をつけてみませんか?
～ネーミングライツ制度を導入します～

新たな財源を確保するために、公共施設などにネーミングライツ(施設命名権)制度を導入します。

ネーミングライツとは、本市がパートナー企業との契約により、公共施設などに対して企業名や商品名などに関連した愛称を命名する権利を付与することです。



その対価として、市はパートナー企業から施設命名権料として収入を得て、施設の維持管理やサービス向上のための財源に充て、公共施設の安定的な維持管理や設備の更新、魅力を増すための改修工事などを通じて、市民サービスの向上をめざします。

応募条件など詳しくは市ウェブサイト(行政管理課のページ)をご覧ください。



行政管理課(内線339)

令和6年度の新型コロナワクチンの接種について

健康づくり推進課 ☎(28)5520

令和6年度より新型コロナワクチンは、高齢者インフルエンザ予防接種と同じように定期接種となります。現時点での国の予定は次のとおりです。詳細が決まり次第、広報誌や市ウェブサイトなどでお知らせします。



接種期間 秋冬を想定

回数 年に1回

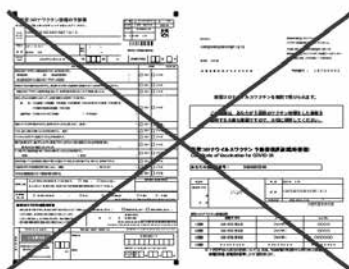
定期接種対象者 満65歳以上

で希望する人、または満60歳以上65歳未満で心臓・腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能障害を有し、身体障害者手帳1級または同程度の

の障がいがある人で希望する人※接種するワクチン、自己負担額や実施医療機関については未定です。

※定期接種の対象でない人や、接種期間外の接種、年度内2回以上の接種は任意接種(全額自己負担)となります。

※令和5年度までに市で発行した接種券については、令和6年4月以降使用できません。



※市コールセンターは3月29日で終了しました。4月以降は健康づくり推進課 ☎(28)5520へお問い合わせください。

「(仮称) 富田林市こどもの権利に関する条例検討委員会」委員を募集

本市は、こどもの大切な権利を保障し、将来にわたってこどもの権利が尊重されるまちをめざして、「(仮称) 富田林市こどもの権利に関する条例」の制定に向けた取り組みを開始します。

開始にあたり、こども・子育てに関わるさまざまな人から幅広くご意見をいただきながら同条例の制定につなげるため、有識者や関係団体、公募市民など、約15人程度で構成する同条例検討委員会を設置します。そこで、市民の皆さんを対象に、次のとおり委員を募集します。

募集人数 2人

選考方法 一次審査Ⅱ作文、二次審査Ⅱ面談

対象 次の①～③のすべてを満たす人

①市内在住の18歳以上の人

②0歳～18歳未満のこどもの保護者または、こどもの権利に関心のある人

③主に月々金曜日の夜間に開催される会議(2カ月に1回程度)に出席できる人

任期 令和6年6月～令和8年3月ごろ

謝礼 1回7000円(予定)

申し込み 4月8日(月)～30日(火)(必着) までに市ウェブサ

イト(こども政策課のページ)の応募フォームに、「こどもの権利についての思い」または「こどもの権利で大切にしたいこと」をテーマにした作文(800字程度)を入力または添付して、申し込み

※詳しくは、市ウェブ

サイト(こども政策課のページ)をご覧ください。

☎こども政策課(内線291)



「企業立地促進条例」を制定

4月1日から「企業立地促進条例」を施行しています。

本市には、中小企業をはじめさまざまな企業が所在しており、本市のまちのにぎわいや市民生活に深く関わっています。

この条例は、本市の地域経済の活性化に向け、市外からの企業誘致と市外への企業流出防止を目的とし、併せて立地に伴い、新たに市民を雇用するように後押しすることです。

雇用の機会の創出を図る狙いがあります。

内容 立地を行う企業に立地奨励金および雇用促進奨励金を交付

立地奨励金Ⅱ立地に伴う固定資産税および都市計画税の一部を補助

雇用促進奨励金Ⅱ立地に伴い市民を正規職員として雇用した場合に補助

☎商工観光課(内線481)

キッズスペースの囲いがかわくなりました！

こども未来部に設置しているキッズスペースの囲い6台を本市在住の川畑 智久様のご厚意により、無償でリニューアルしていただきました。

かわいい刺繍をした囲いは、キッズスペースの顔として存在感があります。ぜひご覧ください。

☎こども政策課(内線202)



「犯罪被害者等支援条例」を制定

本市では、犯罪などに遭われた被害者やその家族を支援するために、見舞金の支給による経済的な支援、家事支援の提供・カウンセリングの実施といった日常生活の支援、転居費用や家賃などの助成といった居住の安定に向けた支援などの総合的な支援策を盛り込んだ「富田林市犯罪被害者等支援条例」を4月1日から施行しています。

犯罪被害者やその家族が一日でも早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、国や府、警察、支援団体などの関係機関と連携し、適切な支援を行っています。

☎人権・市民協働課(内線474)

毎年4月2日は

「世界自閉症啓発デー」

4月2日～8日は

「発達障がい啓発週間」

毎年、4月2日は、国連が定めた「世界自閉症啓発デー」です。また、この日から8日までを「発達障がい啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとする発達障がいへの理解促進のため、全国でさまざまな啓発活動を実施しています。

発達障がいのある人が社会の中で自立していくためには、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。自閉症をはじめとする発達障がいへの理解を深めていただくようお願いします。※詳しくは、世界自閉症啓発デー・日本実行委員会公式サイトをご覧ください。

世界自閉症啓発デーのブルーライトアップ

本市をはじめ、府内の主要建物を同啓発デーのシンボルカラーであるブルーにライトアップします。



とき 4月2日(火)、日没(午後6時30分ごろ)～ ※終了時刻は施設により異なります。
ところ ①市庁舎、②大阪城天守閣、③大阪府咲洲庁舎、④府立男女共同参画・青少年センター(ドーンセンター)、⑤天保山大観覧車

オンラインセミナー
「もっと知ろうよ、発達障がい」
自閉症をはじめとする「発達障がい」について理解を深めるためのセミナーを開催します。
とき 4月21日(日)、午後1時～3時 **定員** 1000人
参加費 無料
申し込み 4月12日(金)までに、府ウェブサイト(「世界自閉症啓発デー」及び「発達障がい啓発週間」のページ)から申し込み(申し込み先着順)
岡府地域生活支援課 ☎06(6944) 6689

4月は 若年層の性暴力 被害予防月間

4月は進学・就職などに伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期です。

性犯罪・性暴力は、被害者の心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすため、その根絶に向けた取り組みや被害者支援を強化していく必要があります。「被害に遭っているかも」と思ったら、一人で悩まずご相談ください。

●性暴力救援センター・大阪(SACHICO)

とき 毎日、24時間
電話番号 ☎072(330)0799
※詳しくは、内閣府男女共同参画局ホームページをご覧ください。



●性暴力に関するSNS相談「Cure Time」

とき 毎日、午後5時～9時
※詳しくは、キュアタイムホームページをご覧ください。



また本市では、同月間に合わせて「特設女性のための電話相談」を実施します。

●特設女性のための電話相談

とき 4月26日(金)、午前10時～午後8時
電話番号 ☎(23)0567
※この電話相談以外にも「女性の悩み相談」を実施しています。日程、時間など詳しくは、26ページの「今月の相談」をご覧ください。
岡男女共同参画センターウィズ ☎(23)0030

列車内ちかん被害相談

鉄道警察隊では、列車内や駅でのちかんなどの被害の相談を受け付けています。一人で悩まず、相談してください。

とき 毎日、24時間
電話番号 大阪府警察鉄道警察隊 ☎06(6885)1234

被爆体験を語って いただける人を募集

今年8月、広島と長崎に原子爆弾が投下されてから79年が経過します。原爆を直接の記憶として持っている人が年々少なくなっており、原爆の記憶をどのように継承していくのが課題となる中、本市では「ときをつなぐ平和絵本」事業を実施しています。

この事業は、被爆者の体験を中学生が聞き、絵本を制作することで、被爆の実相を知り、被爆者の平和の思いを受け継ぎ、伝え、広げていくことを目的としています。

今回絵本を作成するにあたり、中学生に被爆体験を語っていただける人を募集しています。ご協力いただける人は、人権・市民協働課までご連絡ください。

なお、令和3年度および4年度に作成した同絵本は、左図よりご覧いただけます。



▲令和3年度



▲令和4年度

岡人権・市民協働課(内線474)

紙おむつを利用している人（世帯） にごみシールを追加交付

乳幼児ごみシール

紙おむつを常時利用している3歳未満の乳幼児がいる世帯に、申請によりごみシールを追加交付します。

※産後の里帰りなどで本市に居住している人も対象です。

交付申請 4月1日(月)～、該当する乳幼児の生年月日が確認できるもの（健康保険証、医療証など）を持って、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

※申請は毎年必要です。里帰りなどの場合は、常時申請を受け付けており、その都度申請が必要です。

高齢・障がい者ごみシール

高齢や身体の障がいなどのため、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを常時利用している人に、申請によりごみシールを追加交付します。

交付申請 4月1日(月)～、初めての申請には証明が必要

です。環境衛生課、金剛連絡所に備え付けの申請書に「障がい者等日常生活用具給付等決定通知書」のコピーを添付するか、次のいずれかの人に証明を受けて、環境衛生課または金剛連絡所で申請をしてください。

- ・医師（開業医、かかりつけ医など）
- ・地域の民生委員
- ・町総代（自治会長）
- ・ケアマネジャー
- ・ホームヘルパー

※2年目以降、証明は不要ですが、申請は必要です。

環境衛生課（内線144・146）



権利擁護センター を開設

市社会福祉協議会では、成年後見制度をはじめとする権利擁護支援体制のさらなる促進を目的に、4月から権利擁護センターをかがりの郷に開設しています。

同センターでは、かねてから実施していた日常生活自立支援事業・市民後見人活動などの支援事業にあわせて、新たに法人後見事業を実施します。これらの機能を併せ持つ権利擁護センターとしてより効果的に事業を実施し、権利擁護体制の充実に努めていきます。

受付時間 月～金曜日、午前9時～午後5時30分（祝日、年末年始を除く）

ところ かがりの郷

連絡先 ☎(26)8201・FAX(20)6075

Pick Up!



1月18日、企業版ふるさと納税として見守りおむつ定期便事業にご寄附をいただいた株式会社関西都市居住サービス様に感謝状を贈呈しました。



1月19日、企業版ふるさと納税として見守りおむつ定期便事業にご寄附をいただいた株式会社オゼキ様に感謝状を贈呈しました。



2月5日、企業版ふるさと納税として見守りおむつ定期便事業にご寄附をいただいた株式会社合通トラスト様に感謝状を贈呈しました。



2月21日、「第4回リアビズ高校生模擬起業グランプリ」で、本市で生産された海老芋を使った商品（炊き込みご飯の素）の開発と販路開拓に取り組み、最高賞のグランプリを受賞した大阪府立富田林高等学校2年生の「ぶるーとん」の皆さんが表敬訪問されました。

住民活動災害保障保険の 加入申請を受け付け

住民活動災害保障保険は、住民団体が日帰りで実施する無報酬のボランティア活動や地域での社会奉仕活動（清掃活動、防火・防災活動、防犯活動、社会福祉活動など）中の事故・災害に対し、責任者の賠償責任や参加者のけがによる入院・通院などの費用を市で補填することによって、住民活動を促進することを目的としています。保険には、市が一括加入し、保険料も市で負担します。

保険の内容

《賠償責任保険》

- ・対人賠償限度額Ⅱ被害者1人につき2000万円、1事故につき1億円
- ・対物賠償限度額Ⅱ1事故につき500万円

※いずれも免責1万円。

《傷害保険》

- ・死亡Ⅱ200万円
- ・後遺障害Ⅱ6万～200万円
- ・入院Ⅱ1日1500円
- ・通院Ⅱ1日1000円

※入院、通院は事故日より対象です。入院保険金は180日間、通院保険金は180日間以内で通院日数90日間が限度です。

※自らの娯楽などを目的としたスポーツや文化・親睦活動などは対象となりません。

申し込み 4月15日(月)までに、申請用紙に必要事項を記入し、

昨年度の活動実績（活動回数と活動人数をまとめた資料）と今年度の活動予定を添えて、

人権・市民協働課または各団体の関係する部署へ（初めて加入申請される団体は、会員登録を併せて提出してください）

※申請用紙は、同課で配布（市ウェブサイト（同課のページ）からダウンロードもできます）。
 閏人権・市民協働課（内線473）

犬の飼い主のマナー

犬を放し飼いしたり、外出の際に犬を放したりすることは、人を咬んでしまう事故を招くだけでなく、飼い犬の交通事故や行方不明につながるなど非常に危険です。リード（引き綱）などで飼い犬を確実につなぎ、短く持ち、犬のとなりの行動に対応できるようにしましょう。

また、犬の散歩の際に出たフンは、悪臭や衛生環境の悪化など周囲の迷惑になりますので、必ず持ち帰り適切に処分しましょう。

閏環境衛生課（内線139、171）

文化事業を 助成します

文化振興基金を活用して、市の文化振興を図るために実施する文化事業に助成金を交付します。

助成額 飲食費などを除く対象経費の2分の1以内で上限30万円

対象事業 次のいずれかに該当し、令和7年3月31日(月)までに実施し、確認書類を提出できる事業

- ・団体結成後の節目（10周年など）に文化の振興に著しく寄与する事業
- ・団体が文化の振興のために、特に意義がある事業

申し込み 5月7日(火)までに、申請書に必要事項を記入し、

Topick1階生涯学習課（☎268056）へ

※申請書は同課で配布（市ウェブサイト（生涯学習課のページ）からダウンロードもできます）。

創業支援セミナー

市内で創業を考えている人を対象に、創業支援セミナーを開催します。

全日程を受講して証明書を発行された人は、創業の際にさまざまな優遇措置を受けることができます。

詳しくは、市ウェブサイト（商工観光課のページ）をご覧ください。

とき 4月30日(火)、5月14日(火)、21日(火)、28日(火)、いずれも午後2時～4時（全4回）

ところ LICはびきの（羽曳野市軽里一丁目1の1）

定員 20人

申し込み 4月8日(月)～、富田林商工会〔☎(25)1101〕または商工観光課（内線481）へ（申し込み先着順、電話申し込み可）

高齢者の肺炎球菌予防接種

65歳以上で同予防接種を初めて受ける人に
公費助成を実施しています

本市では、65歳以上で接種を希望する人に公費助成をしています。なお、本市による公費助成は生涯に一度限りです。

対象者 接種日時時点で、本市に住民登録をしており、これまで公費助成を受けて接種したことがなく、次の①～③のいずれかを満たす人

① 満65歳の人(定期接種対象者)
② 満60歳以上65歳未満の人で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいがある人およびヒト免疫不全ウイルス(HIV)により免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある人(右記の範囲で身体障がい者手帳1級を有する人または同程度の障がいがある人)(定期接種対象者)
③ 満66歳以上の人

費用 3000円

※生活保護世帯の人で、①②の人は生涯に一度限り無料で

受けることができますので、接種前にお問い合わせください。

申し込み 接種前に

保健センター(☎28)

5520へ(下図)



からも申し込みできます

※申込者に予診票と実施医療機関一覧表を送付しますので、予診票が届きましたら、希望する実施医療機関に予約してください。

身体障がい者補助犬 使用者の募集

身体障がい者の自立と社会参加の促進を目的として、盲導犬、介助犬、および聴導犬の使用希望者を募集します。

申し込み 障がい福祉課(内線191)に備え付けの申請書に必要事項を記入し、4月1日(月)～5月10日(金)(必着)

に郵送で、〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目府障がい福祉室自立支援課(☎06(6944)9176)へ

国民健康保険総合健康 診断(人間ドック)を実施



加入者の健康保持増進のため、人間ドックを実施いたします。

ところ 済生会富田林病院健康センター、PL病院

対象者 市国民健康保険加入者で、同一年度内に人間ドック、特定健康診断(15ページ)を受診していない人

※同保険料を完納している人に限ります。

費用 有料(市が2分の1負担)

※詳しくは、市ウェブサイトを(保険年金課のページ)または特定健康診断受診券に同封のパンフレットをご覧ください。

※同保険年金課(内線155)

小規模修繕工事等契約希望者の 登録申請を受け付け

本市では、受注機会の拡大と地域経済の活性化を図るため、本市に入札等参加資格の申し込みをしていない事業者を対象に、次のとおり同申請を受け付けています。

の修繕

登録業種 とび土工、電気、内装、建具など

※詳しくは「小規模修繕工事等契約希望者登録申込み受付案内」をご覧ください。

対象者 市内に主たる事業所を有する個人事業者または法人で、代表者が本市に居住しており、現在本市の建設工事の入札等参加資格者名簿に登録されている人(その他、登録には一定の要件があります)

対象工事・修繕 1件の予定価格が130万円以下の工事または予定価格が50万円以下

登録の有効期間 登録完了日から令和7年10月31日(金)

登録申請の方法 契約検査課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、〒584-8511 常盤町1の1 契約検査課(内線476、477)へ送付または持参

※申請書類は市ウェブサイト(契約検査課のページ)からダウンロードもできます。

令和6年度介護保険料
仮決定通知書を発送

令和6年度介護保険料 仮決定通知書を発送

65歳以上の人に4月上旬に同通知書を発送しますので、コンビニエンスストアなどや、Pay Pay、LINE Pay、au PAY、d払い、J-Coin Pay、楽天ペイ、取扱金融機関または市役所で納入期限内に保険料を納付してください。

口座振替の申し込みをしている人は指定口座より引き落としします。特別徴収の人は年金から天引きします。

問高齢介護課(内線175、176)

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療保険料のお知らせと納付方法

■普通徴収の人

（年金から天引きでない場合）

今年7月に、令和6年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る通知書を送付します。通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月より特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

■特別徴収の人

（年金から天引きの場合）

年金受給額が年額18万円以上の場合、原則として年6回（偶数月）の年金受給時に次のとおり年金から保険料が天引きされます。

◇4・6・8月分 令和5年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、令和5年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定しま

す。それぞれ、事前に通知書を送付します。

今年2月に保険料を特別徴収で納付していただき、4・6・8月の年金受給時に、2月の納付額と同額を仮徴収額として特別徴収する場合、通知はありません。

なお、年金天引き額が同じ年の間で変動する場合は、通知書を送付します。

◇10・12・2月分 令和6年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月分以降が特別徴収となる場合、7月に通知書を送付します。

■特別徴収から口座振替に変更できます

保険料の納付方法が特別徴収（年金からの天引き）の人や、新たに特別徴収に変更される人は、申し出により年金からの天引きを口座振替での納付に変更できます。詳しくは、お問い合わせください。 国保年金課（内線159）

お届けします！

特定健康診査受診券

40～74歳の国民健康保険加入者に対し、4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付します。

今年7月に、令和6年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る通知書を送付します。通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

※状況により、10月より特別徴収（年金からの天引き）に変更となる場合があります。

◇10・12・2月分 令和6年度の後期高齢者医療保険料が決定（本算定）され、10月分以降が特別徴収となる場合、7月に通知書を送付します。

◇4・6・8月分 令和5年度は普通徴収で納付されており、誕生月により今年4・6・8月から新たに特別徴収となる人には、令和5年度の保険料額をもとに仮徴収額を決定しま

後期高齢者医療制度 健康診査・歯科健康診査の受診を

4月下旬から5月上旬に、加入者へ健康診査の受診券と歯科健康診査の実施登録歯科医院リストを別々に送付します。

受診券に記載された有効期限内に、指定の医療機関などで、健康診査と歯科健康診査をそれぞれ1回ずつ、無料で受診できます。

※事前に、受診する医療機関へ連絡が必要です。

※年度途中に新たに加入した人には、誕生月の翌月に送付します。

※受診時の持ち物など詳しくは同封の案内をご覧ください。

国保年金課（内線159）、府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）

後期高齢者医療制度 人間ドック費用の一部を助成

被保険者を対象に、人間ドックの受診費用の一部を助成しています（2万6000円を限度に年度内1回限り）。

※追加検査項目、脳ドック、がん検診は対象外です。

申し込み 受診後に、受診した人間ドックの領収書、検査結果通知書など受診した検査項目が分かるもの、被保険者証、助成金を振り込むための口座番号が確認できるものを持って、保険年金課へ

国保年金課（内線159）、府後期高齢者医療広域連合給付課（☎06(4790)2031）

40～74歳の国民健康保険加入者に対し、4月下旬に「特定健康診査受診券」を送付します。今年7月に、令和6年度の後期高齢者医療保険料の決定（本算定）に係る通知書を送付します。通知書に基づき、納付書払いや口座振替などの方法で納付してください。

（14ページ）と「特定健康診査」のどちらか一方です。
対象者など 市国民健康保険加入者のうち、実施年度中（4月1日～翌年3月31日）に40～74歳になる人に年1回実施（昭和24年9月～25年3月生まれの人に限り誕生日の前日まで受診可）。ただし、11月1日以降に同保険に加入した人

は除きます。
費用 無料
※詳しくは、受診券に同封のパンフレットをご覧ください。なお、掲載されている指定医療機関で受診した場合、追加項目検診が受けられます。
※資格喪失した場合は受診券の利用ができません。全額自費負担となります。資格喪失の届け出の遅れなどで喪失日をさかのぼった場合も同様です。
※案内のためにコールセンターから電話をする場合があります。
国保年金課（内線159）

ひとり親家庭の親などのための就業支援講習会

■実務者研修(自宅学習と通学)

とき 金曜日コースⅡ5月25

日(土)、6月7日(金)、14日(金)、21

日(金)、28日(金)、7月5日(金)、8

月9日(金)、23日(金)または30日

(金)、9月21日(土)、土曜日コー

スⅡ5月25日(土)、6月8日(土)、

15日(土)、22日(土)、29日(土)、7

月6日(土)、8月17日(土)、24日

(土)または31日(土)、9月21日(土)

いずれも午前9時～午後6時

(各全9回)

ところ 未来ケアカレッジ難

波校(大阪市浪速区難波中三

丁目6の12)

※5月25日(土)と9月21日(土)は

大阪府立母子・父子福祉セン

ター(大阪市東成区中道一丁

目3の59)で実施。

定員 各12人

受講料 1万5000円

申込資格 次の①②の全てに

該当する人

①初任者研修またはヘルパー

特別障がい者手当・障がい児福祉手当の申請

日常生活において、常時特別な介護を必要とする重度の心身障がい者(児)に対し、特別障がい者手当・障がい児福祉手当が支給されます。

対象者 在宅で常時特別な介護を必要とする重度心身障がい者(児)

※所得制限などがありますので詳しくは、お問い合わせください。また、施設入所者や長期入院(障がい児福祉手当は除く)している場合は支給されません。

支給額 特別障がい者手当＝月額2万8840円、障がい児福祉手当、福祉手当(経過措置分)＝月額1万5690円

※令和6年4月分より支給額が改定されました。

閏障がい福祉課(内線194、195)

重度障がい者タクシー利用券(基本料金補助)を送付

本市では、身体障がい者手帳(1・2級)、療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)のいずれかをお持ちの人を対象に、タクシー料金の一部(基本料金)を補助する重度障がい者タクシー利用券を交付しています。

現在、同利用券(うぐいす色)をお持ちの人は3月31日までが有効期限です。引き続き要件に該当する人には、新しい同利用券(もも色)を3月末に自宅へ郵送しました。新しい同利用券(もも色)は4月1日(月)より利用できます。

届かない場合は障がい福祉課までご連絡ください。なお、昨年度に交付申請していない人や初めて利用する人については申請手続きが必要です。

交付枚数 年間36枚

※5月以降、新たに申請した人は交付枚数が異なります。

※福祉施設などへ入所している人は対象外ですので交付できません。

閏障がい福祉課(内線192、193)

2級の資格を持ち、現在、介護職に従事しており数年の実務経験があり、介護福祉士の資格取得をめざしている人

②全日程、全時間出席できる人
申し込み 4月25日(木)(必着)までに、大阪府立母子・父子福祉センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、希望講座名、住所、氏名(ふりがな)、年齢、職業、電話番号(自宅・携帯)、志望動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢(対象は2歳から就学前まで)、介護職実務経験年数、初任者研修またはヘルパー2級のうち所持している資格を記入し、〒537・0025大阪市東成区中道一丁目3の59 大阪府立母子・父子福祉センター(☎06(6748)0263)へ

(申し込み多数の場合抽選)
登録者販売
とき 5月18日(土)～6月29日(土)の毎週土曜日、午前10時～午後4時(全7回)
ところ 大阪府立母子・父子福祉センター(大阪市東成区中道一丁目3の59)
定員 20人
受講料 6000円
申し込み 4月18日(木)(必着)までに、大阪府立母子・父子福祉センターホームページの登録フォームまたは往復はがきに、講習会名、住所、氏名

(ふりがな)、年齢、職業、電話番号(自宅・携帯電話)、志望動機、過去に同センターで受講した講座、Wi-Fi環境の有無、保育希望者は子どもの氏名・年齢(対象は2歳から就学前まで)を記入し、〒537・0025大阪市東成区中道一丁目3の59 大阪府立母子・父子福祉センター(☎06(6748)0263)へ(申し込み多数の場合抽選)※詳しくは、同センターホームページ[<https://www.osakafu-boshien.jp/>]をご覧ください。

4月6日～15日は

春の全国交通安全運動

交通事故をなくすためには、一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、基本的なルールを守り、安全な行動を実践することが大切です。

交通事故にあわないように一層の注意をお願いします。

全国重点

- ・子どもが安全に通行できる道路交通環境の確保と安全な横断方法の実践
- ・歩行者優先意識の徹底と「思いやり・ゆずり合い」運転の励行
- ・自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

大阪重点

- ・高齢者の交通事故防止
- ・スローガン
- ・身につけよう交通ルールとヘルメット

岡交通政策室（内線416）

4市町村コミバスの愛称について

1月号の広報誌で4市町村コミバスの愛称を募集したところ、316件の応募がありました。たくさんのご応募ありがとうございました。

準備が整い次第、市民の皆様

さんに投票していただく予定です。4月中に、市ウェブサイトでお知らせしますので、皆さんの投票をお待ちしています。

岡交通政策室（内線416）

交通安全フェスティバルを開催

「交通安全フェスティバル」を開催しますので、ぜひご参加ください。

とき 4月14日（日）、午前10時

～正午（開場午前9時45分）

※小雨の場合、規模を縮小して開催します。

ところ 富田林モータース

クール（寿町三丁目7の7）

内容 白バイのデモンストラ

ーション走行、交通標識ビ

ング大会、白バイ・パトカー

との記念撮影など

参加費 無料（当日直接会場へ

※公共交通機関、もしくは徒歩

や自転車でご来場ください。

岡富田林警察署交通課（☎251234）

市民体験農園利用者を募集

市民が土に親しみ、収穫の喜びや楽しさを味わい、農業に対する理解を深めることができる「市民体験農園」があります。

利用できる農園は、約15㎡

程度で初心者でも管理しや

すい小区画となっており、複

数区画利用を可能です。年

間を通じて自由な時間に、好

きな作物を栽培することができます。

※詳しくは市ウェブサイト

（農業創造課のページ）をご覧ください。

岡農業創造課（内線446）



雑誌スポンサーを募集

企業、商店、団体、個人の事業者を対象として、雑誌スポンサーを募集します。

雑誌スポンサーには、図書

館が作成した「雑誌リスト」か

ら希望雑誌を選択し、当該年

度分の雑誌購入代金相当分を

一括して負担していただき、提

供いただいた雑誌を図書館雑

誌コーナーに配置します。提

供雑誌を配置する書架と雑誌

の表面にスポンサー名（企業

名、屋号などを含む）を、裏

面には広告を掲載します。ま

た、図書館ホームページにも

スポンサー名を掲載すること

ができます。

※詳しくはお問い合わせくだ

さい。

岡中央図書館（☎254921）、

金剛図書館（☎281171）

市営住宅の入居者を募集

募集戸数 11戸程度

申込資格 次の全てに該当する人

・現在住宅に困っている人

・市内在住・在勤の人

・同居または同居しようとする親族がある世帯

※未届けの夫（妻）、本市など

でパートナーシップ・ファミ

リーシップ宣誓書受領証を交

付された人を含む。

・公営住宅法に基づく収入基

準に合う人

・福祉募集については、高齢

者世帯、障がい者世帯、また

はひとり親世帯である人

※一部の住宅は高齢者などの

単身者でも申し込み可。

※詳しくは申込書をご覧ください。

申込書の配布 4月1日（月）

15日（月）（土・日曜日は除く）に、

市営住宅管理センター（若松町

一丁目3の22の103）、住宅政策

課、金剛連絡所、TONPAL

（多文化共生・人権プラザ）、南

河内府民センターで配布

申し込み 4月1日（月）～15日（月）

（消印有効）に、指定の封筒で郵送

岡市営住宅管理センター（☎268507）